

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

No. 32

会報

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2014年7月31日

目次

- 1P … 金閣寺
- 2P-3P … 「障害児支援の在り方検討会」報告を踏まえ、
今後何をすべきか
- 4P-5P … 療育の場を豊かにすることこそが地域支援
在り方検討会報告書の問題点
- 6P-7P … どこに生まれて療育を受ける権利があります
離島のことを置き去りにしないで
- 8P … イベント&新刊案内



金閣寺

傍聴という行為はいつもモヤモヤしたものを抱えて会場から出てきます。障害者自立支援法が国会で議論されているときも本会議で傍聴をしました。この時は腹の底からの怒りで大声を張りあげたいと思う衝動を抑えるのに必死でした。

今回の「障害児支援の在り方に関する検討会」は3回傍聴しました。1週間もすれば決まったことはネットにアップされます。わざわざ東京まで出かけなくてもよいようなものですが、その臨場感はそこにはないとわからないものです。特に今障害のある乳幼児を子育てしている当事者の委員はゼロ、児童発達支援事業所からの委員もゼロ、今一番大変な思いをしている人の意見を聞かず、今一番増えている事業所の意見を聞かず、今後の方向を決めていこうとするそのスタンスが納得いきませんからなおさら見ておきたいと思いました。

国は、集団的自衛権行使を内閣で勝手に決めるなど、一番関係がある若者や国民の意見を聞かずに勝手にどんどんコトを進めようとしています。なんかどこか似ているな、いやだなーと思っているところに、今回の検討会のキーワードは「後方支援」です。ここでも、前線を支える後方支援の役割など、きな臭い雰囲気や漂う言葉が障害児支援でも使われるなんて偶然とは思えない必然を感じてしまっています。

私たちは、すべての子どもたちの幸せを願って「もぢ込ませない会」の活動をします。もつとも弱い立場の人たちが守られてこそその社会を目指します。

事務局長 池添 素

「障害児支援の在り方検討会」報告を踏まえ、 今後何をすべきか

副代表 近藤直子

1 「障害児支援の在り方検討会」報告がまとまりました。まずは読んでください。

1月31日に第1回が開催され、その後関係団体のヒヤリングが行われ、5月20日には「報告書案」(骨子)が提示され、ついで10回の検討会の後7月16日付で厚生労働省が「報告書」をホームページ上にアップしました。関係団体からは「報酬の低さ」「職員配置問題」「児童発達支援管理責任者要件」などへの意見が出され、特に「気づきの支援」とかかわって「障害児相談支援事業」の問題が提起されています。「検討会」の議論経過については中村尚子さんが『みんなのねがひ』8月号の「ニュースナビ」に報告

も、報告書においても「利用契約・応益負担・出来高払い(日払い)」という「障害者自立支援法」の問題点には触れられないまま「検討会」は終了しました。2012年の「児童福祉法」改正の際の基本骨格を変えることなく、地域支援の強化により力点が置かれた検討だったことが見て取れます。

2 「障害児支援の在り方検討会」報告の論点

主な論点は母子保健から就労支援までの縦の連携に加えて医療・保健・保育・教育・障害児相談支援という横の連携強化です。児童発達支援センターが、保育所等訪問支援・障害児相談支援の両事業を通して、横をつなぎ、保育所などの一般施策の「後方支援」(何ともいやな用語ですが)を担うことを強調しています。2008年の「報告」で強調された「気づきの支援」は、主に保育所や幼稚園における「気づき」の支援になっており、私たちが強調してきたゼロ歳児からの「育てにくさ」への支援や1・2歳児の「親子療育」の保障はほとんど視野に入っていない

せん。「女性労働力の活用」という政策に乗って、一般施策での支援を強化していく動向と思われませんが、「子ども・子育て支援新制度」において、障害のある子どもを保育所で積極的に受け入れるかというところがそうとも言えないのです。内閣府子ども・子育て支援新制度移行推進室が7月に発表した資料によれば、「保育の必要性の認定について」の事由が図のように10項目提示されていますが、「子どもの障害」は事由には入っていません。10項目目「その他市町村が認める事由」として自治体が定めていなければ、障害児は保育所に今まで以上に入りにくくなります。

3 放課後連が「放課後デイ」の実態調査を実施しましたが

そもそも障害児が通う児童発達支援事業や、「後方支援」を実施する児童発達支援センターの地域偏在が放置されたままでは、乳幼児期に通える場の無い子どもが残されていくのです。児童発達支援管理責任者の基礎資格に「保育所の障害児保育」経験が入っていないがゆえに、郡部での事業開設が困難なことなどにもメスが入っていません。

放課後連が実施した「実態調査」において放課後デイの多様な実態が報告されていますが、都市部で

急速に広がったことによる質の問題は、検討会の討議においても指摘されています。障害児支援予算の増加の最大要因となった放課後デイですが、今後、その質の問題を含めて、規制が強まるかと思われる一方で、働く職員の専門性を問わないような報告内容ともなっています。今後、パブリックコメントの募集が開始されれば、現在運営している事業所から「規制緩和」を求める意見が出されると予想されます。障害児の放課後生活を豊かにする取り組みとはどのようなものなのか、税金を投入する事業としてのあり方が問われてきます。

4 今後の取り組みについて

今後は「報告書」に基づき、政省令や報酬改定などが予定されています。まずは「報告書」について自治体の「自立支援協議会子ども部会」で学習し議論することが必要です。そして2015年度の入所申請に向けて、保育団体とも学びあ

い共同して、自治体の障害児保育制度」を充実させることが急がれます。最低限、入所事由に「子どもの発達上の必要」を組みこむよう要請しましょう。今後、この報告の具体化に向けて、厚生労働省がパブリックコメントを募集することになります。所属している団体、特に「親の会」から積極的に意見を出すことが求められます。

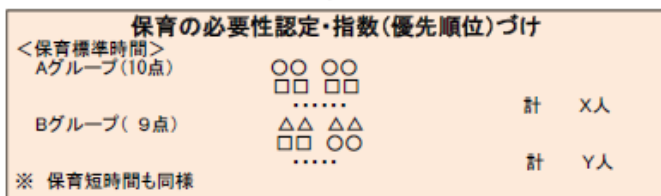
「これで最後ではありません。障害の有無にかかわらず、そして家庭の状況にかかわらず、すべての乳幼児の発達を保障する制度を確立するまで息長く、地道に運動の輪を広げていきましょう。」



保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由	1 保育標準時間 2 保育短時間	1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由



「子ども・子育て支援新制度について」内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室より転記

療育の場を豊かにする「ことごと」が地域支援 在り方検討会報告書の問題点

副代表 中村尚子

「在り方検討会」報告書の問題点は多々あります。みんなで読み、身近な地域にどのような影響があるのか考えていきましょう。

○身近な地域での療育に近づけない

第1は、障害児通所支援の実施主体が市町村に一元化され、できるだけ身近な地域で支援が受けられることをめざすと繰り返し言われていますが、支援の核を担うはずの児童発達支援センターが、市町村あるいは障害保健福祉圏域において充足しているかという検証がまったくなされていません。厚労省の統計は、全国の事業所数のほか、利用実態は月ごとの給付や報酬支払いベースで公表されて、それらはたしかに増加しています。しかし、全国的な給付額の増加の陰に隠れて地域の問題が見え

づらくなっていることに気づきます。離島や人口の少ない地域では、以前と変わらない資源のない状況がつついていくにもかかわらず、その声は在り方検討会にも厚労省にも届かないのです。

また、たとえばA児童発達支援センターに毎日通いたくても定員が一杯で週1日しか通えない子どもが、やむなく週2日は児童発達支援事業に通うことにしたなら、結果として統計上、報酬支払いの増加として「児童発達支援」の利用実績が増加します。でも、センター利用が「待機」になっているという実態はまったく把握されないのです。「市町村の責任だから」として、こうした実態から目をそらすならば、国は身近な地域での療育の実現に責任をもたなくてよいことになりません。

○質の保証と

画一的ガイドライン設定

第2に、放課後等デイサービスや児童発達支援事業増加の背景にある「質」の問題です。障害者自立支援法の児童デイサービスの時代からNPO法人による運営などでその数が増えてきましたが、最近では株式会社への参入がめだちます。実施している内容については規制はないので、放課後等デイサービスの中には親会社が学習塾であることを活用した補画的な内容の事業所、体操教室や絵画教室など習い事のような事業所もあります。こうした実態に対して、検討会報告は、全国基準のガイドラインを検討すべきだとしています。就学前の幼児を対象とした児童発達支援事業も類似した傾向がみられ、一種の訓練的な内容を看板にす

るところ、朝晩の送迎を行っているところなど、付加的サービスで利用者を集めようとする事業所もあります。さらに、これらの事業への参入や起業のノウハウを伝える講習会まで開催されるほどです。こうした事業所のホームページを読むと、児童福祉法に則った事業で、利用料に公的助成があると記されています。公的助成とは報酬のことです。障害児支援における公的責任の所在が厳しく問われる段階にあると認識せざるをえませんが、検討会では十分に議論されていません。一定の水準を保つためには、たとえば厚生労働省の研究で成果があるとされる「ペアレントトレーニング」を導入するというようなことも一案であるという記述もあります。

○子どもとことごと

「相談支援」の検討は不十分

第3に、障害児相談支援とかかわって、障害の発見から療育へとつながるしくみの問題です。「障害児支援」は保護者が子どもを障害を受けとめることが深く関わっているために、申請から始まる制度は矛盾を抱えざるをえないことは認めているながら、ここに対応するため

には、既存の療育等支援事業や巡回支援専門員整備事業を活用することしか言及されていません。

障害乳幼児分野の実践をふりかえると、母子保健の土台を強固にしつつ切れ目なく保育や療育につなぐシステムが自治体によって創造されてきました。自治体が責任をもって必要な支援に結びつけるということに特徴があります。しかし、現在強化されようとしている障害児相談支援事業は、子どもに必要な支援について保護者が委託を受けた事業者者に相談に行くというもので、公的な責任が担保されておらず、「連携」だけが強調されています。「連携」にたよるシステムは、編み目からこぼれ落ちるケースが生じやすいといえます。

○保育所側の受け入れは

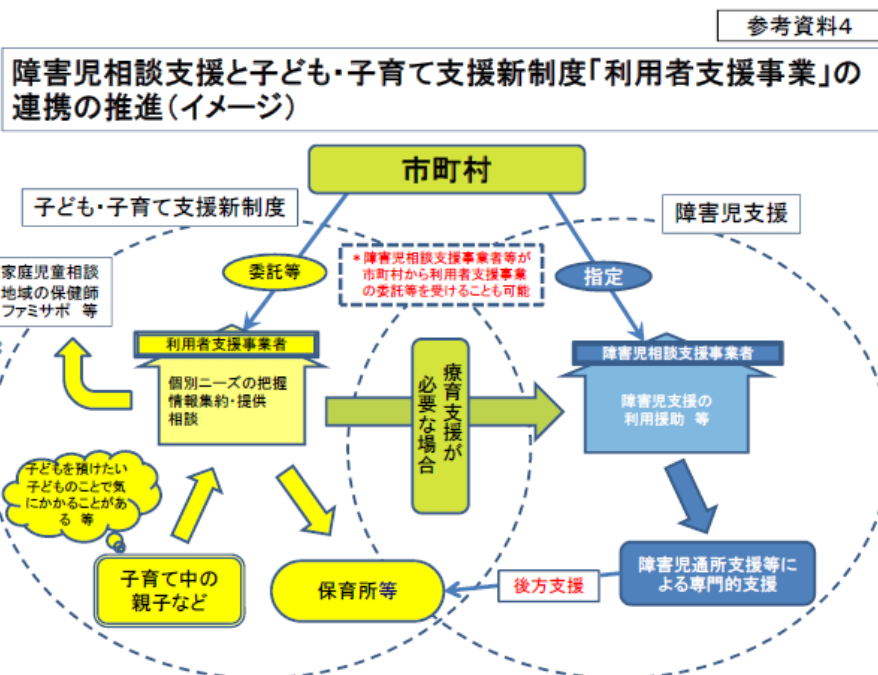
話し合われていないの…

検討会報告書は、インクルージョンや合理的配慮などを基本的理念に掲げ、子育て支援一般を基本に、特別な支援が必要な場合にバックアップすること（後方支援）が障害児支援の専門性だといふ考え方を前面に打ち出しています。子ども・子育て支援制度との関係

に字数を割き、長期的視点にたつと「保育所で受け入れることを基本」とすることも選択肢の一つであると述べます。

子ども・子育て支援制度で例示されている障害児支援は、いずれも市町村による現行の障害児保育のしくみより保育条件が悪化する可能性が大きいものです。たとえば、保育所では障害児を受け入れた場合で主任保育士などが関係機関との連携をとるために時間をさく間に「補助する者を配置」など条件を厳しくしている一方で、市町村の裁量で実施される地域型保育事業への誘導策がみられます（小規模保育や家庭的保育で受け入れた場合は「障害児2人に対して保育士1人を配置」、家庭訪問型保育での障害児等への対応の充実など）。さらに、図1のように、障害児相談支援事業者が利用者支援事業の委託を受けることも可能であると、かなり踏み込んだ説明を行っています。先述したように、障害児相談支援事業自体が課題を抱えている現状では、大きな問題となるでしょう。

図1



今後の障害児支援の在り方について(報告書)より転記

どこに生まれて療育を受ける権利があります 離島のことを置き去りにしないで

鹿児島障害児者父母の会 会長 前野美智代

運動が行政の姿勢を変えてきた

鹿児島というところはほんとに厳しいところですが、その中でもいいところは、利用料の負担のない市町村が多いということ。これは、一つは、県の単独事業、財政的にはとても厳しい鹿児島ですが、自立支援法が施行されるときに、親の会、行政が一丸となって、予算獲得のためにがんばりました。その成果として、並行通園児には、県から補助金が負担されます。これは、8年前に施行されるときに決まって以来、ずっと続けられています。この補助金を受けて、県内で一番大きな鹿児島市をはじめとする行政が、利用料負担をしないように補助金を出してくれていますので、今ほとんどの市町村で子どもたちは、利用料の負担なくして療育に通うことができます。

しかし、公立の事業所が非常に少なく、鹿児島市に至っては一つもありません。伊佐市や指宿市など、地方にはありますが、それでも児童発達支援センターにはなっていません。ほとんどが児童発達支援事業所ですが、送迎もなければ、給食もない状況です。

さらに地域格差が広まり、離島では、ほんとに少人数の事業所ばかりですが、ここでは、並行通園時の補助金も結局は、子どもたちのために使われていません。一番高い利用料をそのまま負担しているのが離島です。離島には、一か所しかない事業所では、何が療育なのか、専門性がわからない職員が非常に多い状況です。未だに障害があることを公言してはならないというような地域では、保護者も胸を張って通うまでに時間がかかります。

世界遺産の屋久島では

療育に通っている子どもたちがほとんど重度の障害のある子ども達です。極小未熟児で生まれて、ほとんど右目が見えないとか、あるいは重症心身障害児で訪問教育を受ける子どもたちです。その中に、発達障害と言われる子どもたちが同じグループで療育されています。それも、一日の子もいれば、半日の子もいて、その子たちが同じ内容で、朝10時前に来て、12時にサヨナラを全員でします。昼から残る子もいて「〇〇ちゃんが残るのよ」と言われ、また昼から来る子どもと一緒に過します。またコンニチハからはじまるので、子どもは混乱するだけです。

さらに、児童発達支援管理責任者が休むと休園になることです。それがうたい文句になっていて二度びっく

り。送迎を始めます、と保護者から連絡があったので聞いてみると「一回100円」必要、往復200円とられる。それに最高額の利用料が請求されるので、本当に厳しさを抱えています。屋久島は、一か月に35日雨が降ると言われるくらい雨の多い所なのに、雨が降るという独自の遊びも何もなく、雨が降るから今日は中で一緒に遊びましょうね、というような感じ。指導員が悪いのではなく、研修の場もない。鹿児島から大阪に行くのと、鹿児島に行くのと同じ旅費です。島内に発達を診てくれる医者はいません。療育の目的が何かっていうことも学習もないし知る機会もないのです。

療育の場「じょうもん」の代表のお母さんはまだ20代後半ですけれど、島のお母さんたちの相談を一手に引き受けています。私たちが訪問した時、夜7時からの学習会に島内から60人くらいの方が集まりました。民生委員さんから塾の先生まで参加し、みんなの困りごとを出し合いました。その時お母さんが初めて涙ポロポロ

流して、「一人で抱え込んで私がかんばらないと思っていただけで今日でちょっと軽くなったわ」と言われました。

徳之島や喜界島、こしき島

離島はまだあります。奄美郡の大島本島は、町自体も大きくて、長年、大島療育研究会という運動の成果があって、ネットワークも大切にされています。0歳から成人期まで、作業所、学童、すべてにおいて今充実している所だと思えます。しかし、大島

には、全部の島に養護学校がありません。施設に入って大島本島にある大島養護学校に通うか、あとは訪問教育しかありません。分校分教室誘致運動ということで、ほんとに安上がりな、訪問教育の名目で、高校の教室にとりあえず学校に通うということが高等部のみ実現しています。

徳之島は有名な徳州会発祥の地です。ここもお母さん達が一所懸命動いて、それをバックアップしてくれる、徳之島研究会ができました。これも行政一体となった取り組みです。徳之島も非常に難しいところで、合併は

できていませんので、3町の町長が、この問題だけはやってくれています。それが核になる療育の場があるからです。

喜界島には、ほんとに有名なお母さんがいらっしやって、一所懸命がんばってこられたのですが、自立支援法の施行で一度休園になりました。この四月に復活し、やっと島にも療育の場がまた戻ってきて、これから変わってくるかと期待しているところです。

宝島というトカラ列島の島があります。鹿児島から船で10時間ぐらいかかります。出生率は10年に二人か三人と言われている小さな島です。ですから保育園すら存在しません。けれども障害のある子は生まれま

す。療育もなにもないので、ある親子は、家族別居を選択しました。けれども、やはり親子別々に離れて暮らすということは経済的にも精神的にも厳しくて、この四月からまた宝島に戻ったのですが、保育園もなければ療育の場もない。誰がサポートをするのか大きな問題として残されています。薩摩川内市の西の海にあるこしき

島は、ドクターコトーのモデルになった島です。ここは、療育の場もないし、障害のある子が生まれたという情報もありません。おそらく、実際表面化するのには、高校進学する時です。島に高校がないので、必ず島を離れます。ということは寮生活です。下宿生活です。この時に発達障害などが表面化して、退学、あるいは不登校という事例になります。

今がんばり始めたのが、沖永良部島です。これは鹿児島、与論の一つの島で、花のきれいな島です。とってものんびりとしたほのぼのとした島ですが、この小児科の先生がすごくがんばってくれて地域づくりが始まっています。ここも養護学校の分教室ができたことよって、地域住民の療育へのハードルが少し下がったと言われています。

どこの地域で生まれても

まだまだ島はたくさんあります。これから、鹿児島島の離島の子どもたちの育ちをどのように保障するのかは大きな課題だと思っています。屋久

島に行って思ったのは、学校現場も非常に厳しい状況です。離島は、学校の勤務が5年で終わり、みんな本島に帰ってしまい、地域在住の先生はほとんどいません。そうなると、育ちの土台はやっぱり療育にあつて、そのネットワークを作るのも療育の場です。

離島だからこそ療育をしつかり定着させる必要があるのに、利用料の負担はある、専門性は乏しいのです。親も子も安心して生活できるためには、療育の場がしっかりあつてほしいなと実感します。

地域の、小さな町の保健師さんは、子どもだけではなくて、介護保険からすべてを請け負います。保健師さんみたいへんで残業は10時11時まで当たり前です。父母の会としても何とかならないかを考えています。

私たち親にできることは、行政と手をつないで、離島の問題として放置せずに、改善につなげていけるよう運動にしていこうことです。それが私たち親の会の理念ある、「どこに生まれても豊かな育ちを保障する」ということだと思っています。

イベント & 新刊本のお知らせ

障全協第48回全国集会 中央行動

11月25日(火)午前

場所:東京・厚生労働省

時間場所の詳細は未定です。

今から予定をして是非各地の実情を
直接厚生労働省に届けましょう
詳細はホームページに掲載します。

参加できる方は事務局池添携帯
Tel: 090-1444-0046
まで、事前に連絡ください。

持ち込ませないかいホームページ ↓↓
<http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発達保障のための相談活動を 広げる学習講演会

日時 9月28日(日) 13:00~16:15
(受け付け開始 12:30)

会場 京都市・キャンパスプラザ
対象 発達保障のための相談活動に関心
のあるみなさん

参加費 2000円

テーマ 「相談支援制度の現状と課題」

講演1 相談支援制度の現状と課題
(講師 井上泰司氏)

講演2 乳幼児期における相談活動の現状
と課題(講師 奈良間瑞穂氏)

講演3 成人期における相談活動の現状と
課題(講師 坂本 彩氏)

まとめと課題提起(白石正久氏)

申し込み先 npocenter@nginet.or.jp

『みんなのねがい』の連載に加筆! 単行本化!

発達を学ぶ 発達に学ぶ

一誕生から6歳までの道すじをたどる

藤野友紀(札幌学院大学)



「目の前にいる人間の抱える葛藤や要求
をより深く理解しようとする」ための発達
の視点から学ぶ一冊。

○発達的な視点とは? ○乳幼児期前半の発達 ○乳幼児期後半の発達
○幼児期の発達 ○発達を学ぶということ 本体 1,700円+税

全障研出版部

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル 4F

TEL:03-5285-2601 FAX:03-5285-2603 <http://www.nginet.or.jp>